

6月は環境月間です

《詳細》環境課 ☎22-1481

国連では、6月5日を「世界環境デー」と定めています。
日本でも6月を「環境月間」、6月5日を「環境の日」として、さまざまな取り組みを実施しています。
この機会に、皆さんの生活に深い関わりのあるごみ問題、環境問題について考えてみましょう。

○ジモティーを活用して不要品をリユースしましょう！



まだ使える家具類や電化製品をごみとして捨てていませんか？
ジモティーを活用すると、捨てるようとしているものを必要としている人を探すことができます。
不要品をリユースすることで、ごみが減り指定ごみ袋やごみ処理券の購入費用を減らすことができます。



※ジモティーへの登録料や手数料はかかりません（一部、有料オプションを除く）。
詳細は、ジモティーの公式ホームページをご覧ください。



○旧指定ごみ袋・旧ごみ処理券は、令和7年3月まで差額券が必要です。

旧指定ごみ袋と旧ごみ処理券を使用する場合は、差額券を貼る必要があります。
差額券を貼っていないものや金額が不足しているものは収集できません。

旧指定ごみ袋等の種類	使い方	差額券料金
燃やせるごみの袋 だいたい（オレンジ）色	「燃やせるごみ」のみ	10ℓ → 10円分
プラスチック製容器包装の袋 さくら（ピンク）色		20ℓ → 20円分
燃やせないごみの袋 わかさ（グリーン）色	「燃やせないごみ」のみ	30ℓ → 30円分
ごみ処理券 青色		40ℓ → 40円分
	（袋に入りきらない） 「燃やせないごみ」のみ	80円分 （40円券2枚など）

令和7年3月までに使い切れない旧指定ごみ袋と旧ごみ処理券は、令和7年4月以降に現在のごみ袋への等価または差額納付による交換を予定しています。
詳細は、決まり次第お知らせします。

○不法投棄をなくしましょう

西いぶり定住自立圏（室蘭市・登別市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町）では、不法投棄の撲滅、環境美化を目的として、6月の「環境月間」に合わせて、各市町の職員や団体が不法投棄パトロールを実施しています。

不法投棄は犯罪です。不法投棄を発見した場合は、環境課までご連絡ください。

【不法投棄に関する罰則】

5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金（法人の場合は3億円以下）、またはその両方が科せられます。



「太陽光パネル・蓄電池」の共同購入 参加者募集中！



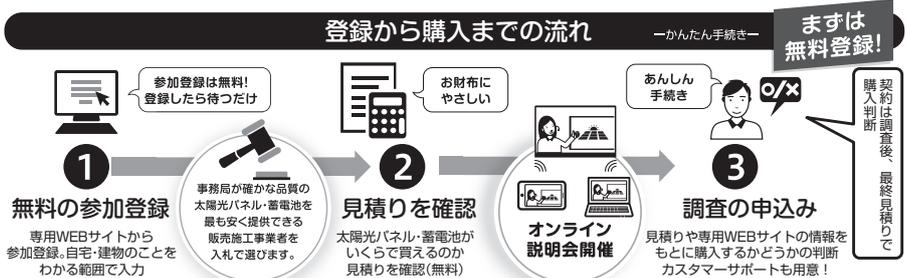
市では2050年ゼロカーボンシティの実現に向け、「室蘭市地球温暖化対策実行計画」を策定し、取り組みの一環として、道と共催で太陽光パネル・蓄電池をお得に購入できるキャンペーンを実施しています。

共同購入の参加登録者が増えると割引率が大きくなる可能性があります。4月末時点、北海道全体で約600世帯が参加しています。

詳細は、右の道ホームページをご覧ください。



参加登録期間 7月31日まで



【お問い合わせ】北海道 みんなのおうちに太陽光事務局 ☎0120-216-100
受付時間：10:00～18:00（土・日、祝日を除く）